

4 固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の交付）について

市では、固定資産税の申告に基づき評価額等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

令和6年4月1日から固定資産税第1期納期限までの間（縦覧期間）、固定資産課税台帳の閲覧を手数料無料で行うことができます。（第1期納期限以降は別途手数料がかかりますが、課税台帳の交付は可能です。）

なお、一般方式で申告をされている方は、資産ごとの評価額も確認できますのでご利用ください。閲覧申請は郵送でも受付しております。

手続きの詳細については、新潟市ホームページ内、申請・届出の総合窓口で「名寄帳」と検索してください。

「申請・届出の総合窓口」 <https://info-navi.cityniigata.lg.jp/>

キーワード検索

申請・届出の総合窓口はこちらから



インターネットで
手続きができます。

手続き様式の
ダウンロードが
できます。



5 未申告に係る課税について

申告をされていなかった場合や、申告すべき資産が漏れていた場合には、地方税法第17条の5第5項及び第368条第1項の規定により、未申告の期間に応じて最高5年度分の課税をさせていただきます。ただし、課税標準額の合計が150万円未満の年度は課税されません。

また、過去に申告をいただいた方で、期限内に現年の申告をいただかなかった場合は、過去に申告いただいた資産内容で課税させていただく場合があります。

6 申告をされない場合または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び新潟市市税条例第71条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科される事があります。

7 実地調査等のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また新潟市では、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧調査を行っています。閲覧した書類の内容と、新潟市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご了承ください。

なお、調査等に伴い、修正申告をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、ご了承ください。